議案第６号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整理に関する条例

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 ３ 年 ３ 月 １ 日 提　　出

守谷市長　松　丸　修　久

令和　　年　　月　　日 原案　決

議 案	頁 数
６号	１

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（守谷市国民健康保険条例の一部改正）

第１条　守谷市国民健康保険条例（昭和３４年守谷町条例第２９号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）附則第１条の２に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に，中華人民共和国から世界保健機関に対して，人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

（守谷市新型コロナウイルス感染症緊急対策基金条例の一部改正）

第２条　守谷市新型コロナウイルス感染症緊急対策基金条例（令和２年守谷市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第１条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）附則第１条の２第１項に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に，中華人民共和国から世界保健機関に対して，人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

（守谷市長の期末手当の特例に関する条例の一部改正）

第３条　守谷市長の期末手当の特例に関する条例（令和２年守谷市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）附則第１条の２第１項に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に，中華人民共和国から世界保健機関に対して，人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

議 案	頁 数
６号	２

提案理由（議案第６号）

提案の理由を申し上げます。

本案は，新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い，所要の改正を行うため関係条例の整理に関する条例を制定するものです。

改正の主な内容は，引用していた新型コロナウイルスの定義規定が同法から削除されたため，他法令に規定される新型コロナウイルスの解釈を各条例に明記するものです。

よろしく御審議の上，御決議のほどお願いいたします。

議 案	頁 数
６号	3

守谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表（第１条関係）

改　　正	現　　行
附　則 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金） ２　給与等（所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与等をいい，賞与（健康保険法第３条第６項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に，中華人民共和国から世界保健機関に対して，人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は，その労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について，傷病手当金を支給する。	附　則 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金） ２　給与等（所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与等をいい，賞与（健康保険法第３条第６項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）附則第１条の２に規定する新型コロナウイルス感染症　　に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は，その労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について，傷病手当金を支給する。

守谷市新型コロナウイルス感染症緊急対策基金条例の一部を改正する条例新旧対照表（第２条関係）

改　　正	現　　行
（設置） 第１条　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に，中華人民共和国から世界保健機関に対して，人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大の防止及び予防対策並びに新型コロナウイルス感染症の急速な拡大により影響を受けた地域経済の回復に向けた取組を推進するため，守谷市新型コロナウイルス感染症緊急対策基金（以下「基金」という。）を設置する。	（設置） 第１条　新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）附則第１条の２第１項に規定するもの　　をいう。以下同じ。）の感染拡大の防止及び予防対策並びに新型コロナウイルス感染症の急速な拡大により影響を受けた地域経済の回復に向けた取組を推進するため，守谷市新型コロナウイルス感染症緊急対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

守谷市長の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第３条関係）

改　　正	現　　行
（趣旨） 第１条　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に，中華人民共和国から世界保健機関に対して，人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の拡大に伴う厳しい社会経済情勢を鑑み，市長の期末手当の特例に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）附則第１条の２第１項に規定するもの　　をいう。）の拡大に伴う厳しい社会経済情勢を鑑み，市長の期末手当の特例に関し必要な事項を定めるものとする。